

鳥取県補助金等審査会
(令和2年度鳥取県県産材利用促進に向けた非住宅建築モデル推進事業評価委員会)
運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等審査会（令和2年度鳥取県県産材利用促進に向けた非住宅建築モデル推進事業評価委員会）（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置し、鳥取県県産材利用促進に向けた非住宅建築モデル推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の補助対象事業の認定等に関する事項を調査審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員4人をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、任命した日から令和2年12月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることがある。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、鳥取県農林水産部森林・林業振興局県産材・林産振興課長（以下「県産材・林産振興課長」という。）が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(認定方法)

第7条 委員会で定めた評価方法により、各委員は、本補助金の補助対象事業を認定する。

(結果の連絡等)

第8条 県産材・林産振興課長は、評価を受けたすべての事業実施主体に結果を文書で通知するものとする。

2 認定された補助対象事業は、事業概要を鳥取県公式ホームページ「とりネット」で公表することがある。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、鳥取県農林水産部森林・林業振興局県産材・林産振興課において行う。